

年金請求のご案内（電子申請用）

簡単 **3** ステップで申請完了！

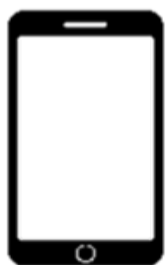


このパンフレットが同封されている方は、電子申請が可能です。

- 電子申請で年金請求を行った場合、紙の年金請求書の提出は**不要**です。
ただし、審査時に記録の確認が必要な場合等で、紙の年金請求書の提出をお願いすることがあります。
審査完了後に「年金証書・年金決定通知書」を送付しますので、お手元に届くまでの間、紙の年金請求書は保管をお願いします。
- 画面イメージは令和7年10月時点のものです。実際の画面と異なる場合がありますので、ご了承ください。

事前に準備するもの

スマートフォン
またはパソコン等（※）



※ パソコンまたはタブレットを使用する場合、マイナンバーカードに対応したICカードリーダライタが必要

マイナンバーカード



マイナンバーカードの
パスワード（2種類）

- ① 利用者証明用
電子証明書パスワード
（数字4桁）

1	2	3	4
---	---	---	---

- ② 署名用
電子証明書パスワード
（英数字6桁～16桁）

ABC123

マイナポータルアプリ



iPhoneは「App Store」、Android端末は「Google Play」から、「マイナポータル」アプリをインストール

⚠ 注意事項

- 誕生日前日から10カ月を経過する日まで電子申請がご利用いただけます。
誕生日の前々日以前に必要な事項の入力および下書き保存が可能（口座番号およびマイナンバー（個人番号）を除く）。
- ねんきんネット内の届書作成時に、エラーとなる主な原因は以下のとおりです。ご注意ください。

- ・ ページを開いたまま一定時間経過した場合
- ・ ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタンにより操作した場合や画面を指でなぞって前画面に戻る場合
- ・ 別画面でねんきんネットの画面表示を行った場合
- ・ 届書作成中にマイナポータルまたはねんきんネットのメンテナンス時間となった場合

「ページを表示できません」と表示された場合、ねんきんネット画面上の「ログアウトして、再度ログイン」ボタンを押し、再度ねんきんネットにログインする必要があります。

STEP 1 電子申請をはじめる前に 設定済みの場合、STEP 2 に続く。

1 マイナポータルの利用者登録

- マイナポータルアプリのインストールが必須。
- 利用者登録完了に約2営業日かかります。



- ① マイナポータルのトップ画面の **ログイン** をタップします。
- ② マイナンバーカード受け取り時に設定したパスワード（数字4桁）を入力します。
- ③ スマートフォンの背面にマイナンバーカードをかざして読み取ります。
- ④ 「利用者登録へ進む」をタップします。
- ⑤ 画面の表示に従い入力・選択し、利用者登録の申込みを完了させます。

マイナポータルはこちらから ▶
<https://myna.go.jp>



2 公金受取口座の登録

- 公金受取口座の審査完了まで最長で約2週間かかります。



- ① マイナポータルにログインし、ホームタブ「おかね」から「公金受取口座」をタップします。
- ② 「口座情報の登録状況」ページの「口座情報を登録する」をタップします。
- ③ 画面の表示に従い入力・選択し、公金受取口座を登録します。

3 マイナポータルとねんきんネットの連携

- ねんきんネットと連携可能な時間は8:00~23:00（土日祝日除く）です。
- 上記以外の時間帯に連携した場合、翌営業日に連携されます。

ねんきんネットとの連携

未連携

ねんきんネットとは、これまでの年金記録や、これから受け取る年金の見込額など、ご自身の年金に関する情報を確認できるサービスです。

連携

- ① マイナポータルにログインし、ホームタブ「おかね」から「年金」をタップします。
- ② 「ねんきんネットとの連携」にある「連携をはじめる」をタップします。
- ③ ねんきんネットとの連携についての説明を確認し、**連携** をタップします。

STEP 2

手順に沿って入力

1 マイナポータルからねんきんネットにログイン



- ① マイナポータルにログインし、ホームタブ「おかね」から「年金」をタップします。
- ② 「老齢年金の受給」欄にある「老齢年金の受け取り開始」をタップします。

ねんきんネットの申請画面に画面遷移するため、

2 老齢年金の申請 に進みます。

2 老齢年金の申請

「老齢年金請求書（はじめて老齢年金を請求する場合）」の「届書を作成する」をタップし、画面の表示に従い、申請を行います。

① 注意事項

注意事項を確認します。確認後、**次へ** をタップします。

② 事前確認

すべての事前確認に回答します。

回答後、**次へ** をタップします。

- 質問4及び5は、一部の対象者に表示されます。

Point 1

公金受取口座の登録がお済みでない場合、**STEP 1** の **2** 公金受取口座の登録を参照してください。

- 電子申請では公金受取口座のみ指定可能です。

Point 2

質問5が表示される場合、日本年金機構で雇用保険被保険者番号の確認ができない状態です。

直近7年以内に雇用保険に加入した方は、雇用保険被保険者番号を書類で確認する必要があります。電子申請受付後であっても、改めて紙の年金請求書の提出をお願いする場合があります。

③ 基本情報

老齢年金を請求する（基本情報確認・登録）

基本情報

以下の基本情報をご確認ください。
氏名、住所を修正する場合は、【修正】ボタンを押し、入力してください。

項目名	申請内容
基礎年金番号	1234-567890
氏名	年金 太郎 修正
氏名カナ	ネンキン タロウ 修正

次へ

請求者の基礎年金番号、氏名、住所等の基本情報を確認後、

次へ をタップします。

④ 配偶者情報

老齢年金を請求する（配偶者情報の確認）

現在、配偶者がいますか？

項目名	申請内容
配偶者の有無 必須	選択してください

配偶者の有無について回答し、配偶者（戸籍上婚姻関係）

がいる場合、マイナンバー（個人番号）または基礎年金

番号等の必須事項を入力し、生計同一、世帯状況を選択後、

次へ をタップします。

- マイナンバー（個人番号）は下書き保存できません。

配偶者情報

以下に配偶者の情報を入力してください。

項目名	申請内容
マイナンバー または 基礎年金番号 必須	マイナンバー（個人番号） (例) 123456789012 または 基礎年金番号 上4桁 下6桁
氏名 必須	全角文字（漢字、カタカナ、アルファベットのいずれかで、姓・名合わせて25文字以内）で入力してください。また、姓と名の間にスペースを入力してください。 (例) 年金 花子

生計維持関係の確認

配偶者との生計維持関係について確認します。
生計維持関係にある場合、年金に加給年金額や振替加算額が加算されることがあります。

次へ

Point 3

配偶者情報欄に請求者の情報を入力しないようご注意ください。
配偶者情報は、請求者が男性の場合は妻、女性の場合は夫の情報を入力します。

Point 4

配偶者が外国籍である場合等は、書類での確認が必要となるため、電子申請受付後であっても改めて紙の年金請求書の提出をお願いします。

Point 5

生計を同一にしている場合でも、同一住所の別世帯または住所が異なる場合は、書類での確認が必要となるため、紙の年金請求書の提出をお願いします。

5 子情報

老齢年金を請求する（子情報の確認）

現在、生計を維持している18歳以下（障害状態にある場合は20歳未満）の子がいますか？（複数選択可）

※ 生計を維持している子がいる場合、年金に加給年金額が加算されることがあります。

「生計維持関係にある」とは以下の（1）・（2）のいずれも満たしている場合をいいます。

（1） 生計同一関係があること
例） ● 住民票上、同一世帯である。
● 住民票上、住所が異なっているが生活費を共にしている。

（2） 収入要件を満たしていること
子の前年（または前々年）の年収が850万円（所得が655.5万円）未満である。

18歳以下の子の生計を維持している（※1）

障害状態にある20歳未満の子の生計を維持している（※2）

上記に該当する生計を維持している子はいない

※1 18歳以下の子とは、18歳になった後の最初の3月31日までの間にある子をいいます。

※2 障害状態にあるとは、障害年金の障害等級1級・2級の障害の状態にあることをいいます。障害の状態の説明は [障害等級表](#) □ をご確認ください。
18歳以下で障害状態にある子は【障害状態にある20歳未満の子の生計を維持している】を選択してください。

次へ

生計維持している18歳以下の子の有無について回答後、

次へ をタップします。

- マイナンバー（個人番号）は下書き保存できません。

Point 6

20歳未満の障害状態にある子を生計維持している場合、障害状態を書類で確認する必要があるため、紙の年金請求書の提出をお願いします。

6 口座情報

老齢年金を請求する（口座情報入力）

口座情報の入力

年金の受取先の口座情報を入力してください。

※ 現在、登録いただけるのは「公金受取口座」のみです。

※ インターネット専門銀行のうち、年金の振込ができない銀行がありますのでご注意ください。
[年金Q&A インターネット専門銀行で年金の受け取りはできますか。](#)

項目名	申請内容
受取機関 必須	<input type="checkbox"/> 金融機関（ゆうちょ銀行を除く） <input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行（郵便局）

次へ

年金の受取先の口座情報を入力します。このとき、マイナポータルに登録済みの公金受取口座を入力してください。入力後、**次へ** をタップします。

- 口座情報は下書き保存できません。

Point 7

公金受取口座に登録している口座情報は、マイナポータルホームタブ「おかね」から「公金受取口座」をタップして確認できます。

⑦ 年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金を請求する

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

詳しくは ▶ [老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金の概要について](#) をご確認ください。

受け取りを希望される場合は、【請求する】を選択してください。

請求する

請求しない

※ 老齢年金請求書発送時点の所得情報等をもとに判定し年金生活者支援給付金の支給要件に該当する方へ請求のご案内を行っています。受け取りを希望された場合であっても、電子申請受付後時点の所得情報等をもとに判定した結果、支給要件に該当しない場合は支給されませんのであらかじめご了承ください。

次へ

年金生活者支援給付金請求の有無を選択します。

選択後、**次へ** をタップします。

- 一部の対象者に表示されます。

表示されていない場合、**扶養親族等申告書** に進みます。

Point 8

老齢年金請求書発送時点で判定し、支給要件に該当した場合に、こちらの画面が表示されます。

⑧ 扶養親族等申告書

扶養親族等申告書を提出する

扶養親族等申告書は、**155万円以上**の老齢年金を受ける方（65歳未満の場合）が、年金から源泉徴収される所得税または地方税について各種控除（配偶者・扶養親族・障害者等）を受けるためにご提出いただくものです。

申告書を提出する場合は、以下の【提出する】ボタンを押して必要事項を入力してください。

控除対象となる配偶者・扶養親族とは



ご本人が会社にお勤めされている場合の留意事項



扶養親族等申告書の提出に関する留意事項



詳しくは ▶ [扶養親族等申告書の手続きのご案内](#) をご確認ください。

扶養親族等申告書を提出しますか？

提出する

提出しない

1 受給者情報

氏名 年金 太郎様

詳細情報

項目名	申請内容
基礎年金番号	1234-567890
年金コード	1150（老齢基礎・厚生年金）
氏名カナ	ネンキン タロウ
生年月日	昭和36年11月2日

次へ

扶養親族等申告書の提出の有無を選択します。

提出する場合、本人等の詳細情報を入力後、**次へ** をタップします。

Point 9

扶養親族等申告書は、受け取る年金額が一定額以上で、年金から源泉徴収される所得税または地方税から各種控除を受ける場合は、提出してください。

提出しない場合、障害者控除や配偶者控除等を受けるためには確定申告を行ってください。

※ 詳細は下記検索結果から、日本年金機構のウェブページを選択してご確認ください。

扶養親族等申告書 どうして提出する

⚠ 入力もれにご注意ください

「本人障害」「配偶者障害」「（扶養親族の）障害」欄において、「1.普通障害」または「2.特別障害」を選択した場合、「障害手帳の等級等」欄へ下記項目の入力が必要です。また、入力の際は全角文字で入力してください。

- 身体障害者手帳等の名称（手帳等の名称は正しく入力してください。）
- 障害の程度（等級）
- 身体障害者手帳等の交付年月日

9 内容確認

老齢年金を請求する（申請内容確認）

注意：申請はまだ完了していません。
申請内容をお確かめの上、ページの下にある【電子署名を付与して申請する】ボタンを押してください。

1 質問及び回答内容

項番	質問	回答
1	公金受取口座の登録	登録済み
2	年金の受け取り状況	受け取っていません

▶ 電子署名を付与して申請する

入力内容に誤りがないか確認します。

確認後、**▶ 電子署名を付与して申請する** をタップします。



STEP 3 電子署名の付与

電子署名の付与

マイナンバーカードを使い電子署名を付与する

注意：申請はまだ完了していません

【電子署名を付与する】を押して、**署名用電子証明書パスワード**を入力してください。その後、画面の表示に従ってマイナンバーカードを端末にかざしてください。

署名用電子証明書パスワードとは、マイナンバーカードを受け取った際に利用者様自身が設定した**英数字6～16桁のパスワード**です。
（4桁のパスワードではありませんのでご注意ください。）

※5回間違えるとロックされてしまうため、ご注意ください。

▶ 電子署名を付与する

① **▶ 電子署名を付与する** をタップし、自身で設定した署名用電子証明書パスワード（英数字6桁～16桁）を入力します。

② 画面の表示に従い、スマートフォンの背面にマイナンバーカードをかざして読み取ります。

- パソコンまたはタブレットから申請する場合は、電子署名の付与時の二次元コードでの認証には対応していません。

マイナンバーカードに対応したICカードリーダーが必要ですが、必要です。

老齢年金の請求完了！

老齢年金を請求する（完了）

年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）の申請が完了しました。

電子申請いただいた請求書の処理状況は、マイナポータルのトップ画面にある「やること」からご確認いただけます。

※ 申請が完了している請求書は、繰り返しご提出いただく必要はありません。

日本年金機構では、年金請求の審査結果について、受付日から1か月程度で郵送する「年金証書・年金決定通知書」により、お知らせします。

なお、「年金証書・年金決定通知書」がお手元に届いてから、1～2か月後に振込みのお知らせを郵送し、年金の受け取りが始まります。

○ マイナンバーカードの読み取りが完了し、「老齢年金を請求する（完了）」の画面が表示されたら申請は完了です。

○ **電子申請した届書の処理状況の確認方法** は8ページをご覧ください。

○ 審査結果は、「年金証書・年金決定通知書」がお手元に郵送されます。


○ 「年金証書・年金決定通知書」がお手元に届いてから、1～2か月後に振り込みのお知らせが郵送され、年金の受け取りが始まります。

- 年金支給日は、原則偶数月の15日（15日が土日祝日の場合はその直前の平日）です。

電子申請した届書の処理状況の確認方法

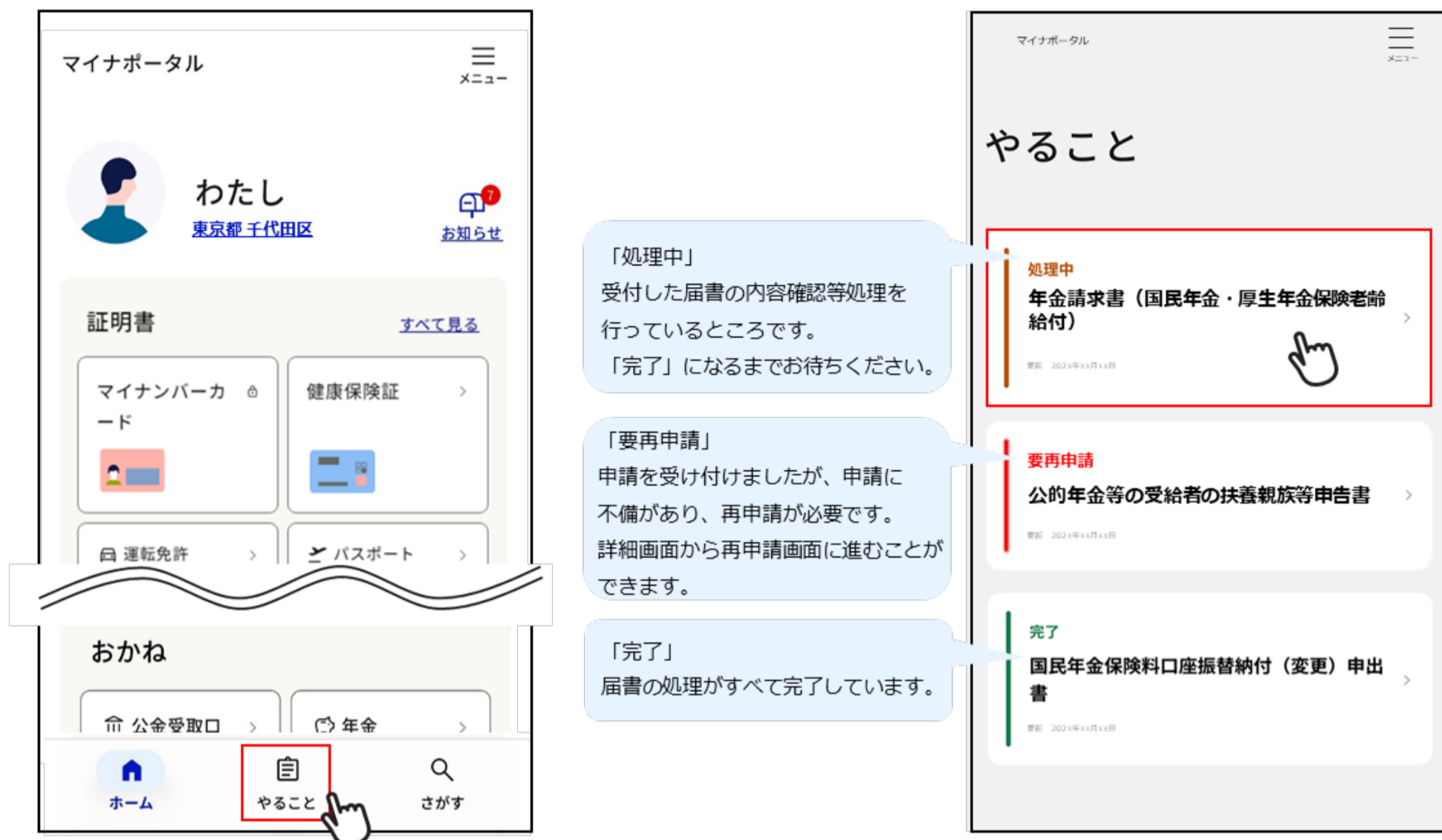
電子申請により提出した老齢年金請求書の処理状況は、マイナポータルから以下の方法で確認できます。

- 「やること」のページに申請した届書が表示されている場合、届書を受付済みです。処理状況が「要再申請」以外の場合、再申請する必要はありません。

① マイナポータルにログインし、ホームタブ下「 やること」をタップします。

② 受付済みの届書の一覧が表示されるため、確認したい届書をタップすると処理状況の確認ができます。

- 届書名の左上にも処理状況が表示されます。



「処理中」
受付した届書の内容確認等処理を行っているところです。
「完了」になるまでお待ちください。

「要再申請」
申請を受け付けましたが、申請に不備があり、再申請が必要です。詳細画面から再申請画面に進むことができます。


「完了」
届書の処理がすべて完了しています。

ご不明な点等は日本年金機構のホームページをご覧ください

◆ 特設ページから確認する

以下の二次元コードまたはURLから、日本年金機構のホームページ内の特設ページにアクセスできます。

「手続き」のリンクから、申請手順について詳細な内容を確認できます。また、よくあるお問い合わせに関するQ&Aもあわせてご利用ください。申請手順について説明動画も掲載しています。

老齢年金 電子申請 

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_seikyuu.html



◆ 相談チャットから確認する

よくあるお問い合わせに自動でお答えする「相談チャット」が24時間いつでも対応しています。

日本年金機構のホームページのトップ画面「ねんきんチャットボット」からご利用ください。